

ひきこもり支援に係る普及啓発事業業務委託 仕様書

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名 ひきこもり支援に係る普及啓発事業業務委託
- (2) 委託期間 契約日から令和9年3月26日(金)まで
- (3) 委託内容 下記業務内容のとおり

2 事業目的

令和6年度に実施した「三重県ひきこもりに関する実態調査」の結果では、ひきこもり当事者の半数以上が支援につながっておらず、家族も現在は支援を利用していない方の割合が5割を超えていた。また、利用しない理由としては「支援があることを知らない」や「どこに相談してよいかわからない」の割合が高かった。

さらに、同実態調査の結果からは、ひきこもりについての正しい理解が社会全体にまで浸透しているとはいえず、ひきこもり当事者やその家族が生きづらさを抱えていることも見えてきた。

以上の状況をふまえ、令和7年3月に策定した「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」においては、支援機関の周知やひきこもりについての理解促進に取り組むこととしており、多様な媒体を活用し、情報発信・普及啓発の機会を増やすとともに、ターゲットに即した効果的な広報を行う必要がある。

本事業は、ひきこもり当事者やその家族が早期に必要な支援につながるよう支援窓口等の周知を図るとともに、ひきこもり当事者やその家族が感じている社会における生きづらさを軽減・解消できるよう、県民の皆さんのひきこもりに関する正しい理解の促進を図ることを目的とする。

3 業務内容

多様な広報媒体を活用した戦略的な普及啓発を実施する。なお、「三重県ひきこもりに係る実態調査(※1)」結果や、「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤(厚生労働省、令和7年1月発出、※2)」の内容を十分にふまえ、企画・実施すること。

※1 実態調査結果:

<https://www.pref.mie.lg.jp/HIKIKOMORI-INFO/shiensuishinkeikaku0002.html>

※2 ひきこもり支援ハンドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001471237.pdf>

(1) 対象者(ターゲット)

ひきこもり当事者、当事者家族及び三重県民の皆さん

(2) 広報媒体

3以上の広報媒体を活用すること。ただし、広報媒体として、新聞広告、インターネットを活用したターゲティング広告は必ず活用すること。なお、さまざまな年代に情報が届くよう、バラ

スのとれた媒体を選定すること。

(3) 内容

○普及啓発期間(令和8年8月～令和9年2月の7か月間)を通じて、バランスの取れた回数の普及啓発を行うこと。

○以下の内容を織り交ぜた普及啓発とすること。

- ・県内における相談窓口のほか、居場所、家族会等の社会資源の周知。
- ・県が実施するひきこもり支援に係る事業(講演会、家族教室、当事者会、電子居場所、安心サポートLINE等)の周知。
- ・ひきこもりについての正しい知識の周知。

(4) その他(留意事項)

○媒体毎に適切なKPIを設定し、そのKPIに基づく業務の成果や課題などについての効果検証を行い、5に記載の業務実施報告書に盛り込むこと。

○業務実施にあたっては、提案事項をもとに業務内容等を委託者と協議のうえ決定し、実施すること。また、委託者の求めに応じて、業務の進捗状況について報告すること。

○作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ対応すること。

○本業務に係る一切の経費は、全て当初の契約金額に含むこと。

4 業務着手時の報告

受託者は、契約締結後速やかに紙媒体及び電子媒体にて次に掲げるものを報告すること(様式任意)。なお、変更や追加が発生する場合も同様とする。

- 業務工程表
- 業務実施体制(業務担当者や連絡体制)
- その他、委託者が必要とする書類

5 成果物等の提出

受託者は、本業務終了後、契約期間内に、次に掲げるものを提出すること(様式任意)。

なお、電子媒体は、二次利用可能な高画質のデータとしてUSBなどに保存し、納品すること。

- 業務実施報告書(紙媒体及び電子媒体)
- 本業務用に制作した制作物(デザインデータ等)の電子媒体

6 その他

(1)本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、成果物の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとし、その成果物品中のデータや写真、イラストなどについては委託者が作成する印刷物やホームページなどに自由に使用できるものとする。

- (2) 著作者は成果物に係る著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。)を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (3)(1)により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が、受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、委託者に譲渡するものとする。
- (4) 成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ)できるものとする。
- (5) 成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品等を利用するために必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が利用することについて、当該第三者の許諾を得るものとする。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。
- (6) 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用又は改変する場合は、書面等により委託者に届け出るものとし、委託者は委託者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- (7) 受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」(以下「落札停止要綱」という。)に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「暴排要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (9) 受託者が(8)のイ又はウの義務を怠ったときは、「暴排要綱」第7条の規定により、「落札停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 受託者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。
- (11) 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、すべて受託者の負担とし、紛争が生じた場合、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (12) 再委託を行う場合は、事前に委託者の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。

- (13) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (14) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (15) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議すること。